

造林事業請負契約書（案）

- 1

事業名

綿田三宅山造林（下刈作業）事業請負（大分中部）
- 2

履行場所

綿田三宅山国有林 2054い林小班外
別紙、図面のとおり
- 3

事業内容

下刈作業 30.70ha
林道刈払作業 2.51ha（6,270m）
別紙、作業内訳書のとおり
- 4

事業期間

令和 契約の翌日 から
令和 7年9月30日 まで
（ただし、作業種別又は箇所別の事業期間は、別紙、作業内訳書のとおり）
- 5

作業仕様

別紙、作業仕様書のとおり
- 6

請負金額

金〇〇〇〇〇〇〇〇円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金〇〇〇〇円也）

- 7

選択条項

別冊約款中選択される条項は次のとおりである。
（選択されるものは○印、削除されるものは×印）

適用削除の区分	選 択 条 項	
×	契約保証金の納付	第4条第1項第1号
×	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供	第4条第1項第2号
×	銀行、請負者が確実と認める金融機関等の保証	第4条第1項第3号
×	公共工事履行保証証券による保証	第4条第1項第4号
×	履行保証保険契約の締結	第4条第1項第5号
×	支給材料及び貸与品	第15条
×	前金払	分の 以内 第35条第1項
×	中間前金払	第35条第3項
○	部分払	（作業期間中 3回以内とする） 第38条
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則	第40条

8 支給材料及び貸与物件

品 名	品質規格	数 量	引渡予定場所	引 渡 予 定 月 日
なし				

9 特約事項

- (1) 別紙、特約条件及び特記仕様書のとおり
- (2) 当該契約に係る技術提案については、別冊のとおりとする

上記の事業について、発注者 分任支出負担行為担当官 大分森林管理署長 ○○○と請負者 ○○○は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び九州森林管理局長の定める国有林野事業造林事業請負契約約款、造林事業請負標準仕様書によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は、別紙、共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を所有する。

令和7年○○月○○日

発注者 住 所 大分県大分市王子北町3番46号
分任支出負担行為担当官
大分森林管理署長 ○○ ○○

請負者 住 所 ○○県○○市○○
○○○○○○
○○○○○ ○○ ○○

【注】請負者が共同事業体を結成している場合においては、請負者の住所及び氏名の欄には、共同事業体の名称並びに共同事業体の代表者及びその他の構成員の住所及び氏名を記入する。

【例】 請負者 ○○共同事業体
代表者 ○○林業株式会社
住 所 ○○市○○
代表取締役 ○○ ○○

○○林業株式会社
住 所 ○○市○○
代表取締役 ○○ ○○

作 業 内 訳 書

作業種	林小班	伐区	作業区分 (下刈年次)	区域面積 (ha)	控除面積 (ha)	契約面積 (ha)	作 業 期 間		使用材料		獣害防止 ネットの 点検・ 簡易補修	備 考
							自	至	品名	数量		
下刈	2054 い		全刈 (5)	1.26	0.10	1.16	契約日の翌日	令和7 年 9月30日	－	－	○	竹田(森)
〃	2054 は		全刈 (5)	0.31		0.31	〃	〃	－	－	○	〃
〃	2054 ほ①		全刈 (5)	0.72		0.72	〃	〃	－	－	○	〃
〃	2054 ほ②		全刈 (5)	1.16		1.16	〃	〃	－	－	○	〃
〃	2054 ほ③		全刈 (5)	0.73		0.73	〃	〃	－	－	○	〃
〃	2055 わ1		筋刈 (4)	5.91	0.93	4.98	〃	〃	－	－	○	〃
〃	2054 い1		筋刈 (2)	2.56	0.33	2.23	〃	〃	－	－	○	〃
〃	2055 ろ1		筋刈 (2)	3.89	0.69	3.20	〃	〃	－	－	○	〃
〃	2055 と9		筋刈 (2)	1.83	0.03	1.80	〃	〃	－	－	○	〃
〃	2055 と6		筋刈 (2)	3.02	0.53	2.49	〃	〃	－	－	○	〃
〃	2047 へ		筋刈 (2)	0.90	0.10	0.80	令和7年 7月1日	〃	－	－	○	〃
〃	2048 ろ①		筋刈 (2)	0.38		0.38	〃	〃	－	－	○	〃
〃	2048 ろ①以外		筋刈 (2)	0.89		0.89	〃	〃	－	－	○	〃
〃	2048 は②③以外		筋刈 (2)	1.56		1.56	〃	〃	－	－	○	〃
〃	2048 は道上		筋刈 (2)	1.42		1.42	〃	〃	－	－	○	〃
〃	35 は		筋刈 (2)	4.30		4.30	〃	〃	－	－	○	白杵(森)
〃	42 の①		筋刈 (4)	0.92		0.92	〃	〃	－	－	○	〃
〃	42 のお②		筋刈 (4)	0.99		0.99	〃	〃	－	－	○	〃
〃	42 のお③		筋刈 (4)	0.66		0.66	〃	〃	－	－	○	〃
	小計			33.41	2.71	30.70						
林道刈払い	三宅山林道		全刈			1.60	令和7年 6月1日	令和7 年 9月30日				4,000m
〃	三宅山林道 高橋支線		全刈			0.31	〃	〃				780m
〃	綿田三宅山2054林道		全刈			0.40	〃	〃				1,000m
〃	三宅山林道 高橋支線58分線		全刈			0.20	〃	〃				490m
	小計					2.51						6,270m
	下刈 計			33.41	2.71	30.70						
	林道刈払 計					2.51						6,270m

- 【留意事項】 1. 作業種、林小班、作業区分毎に記入すること。
2. 使用材料については、品名、数量を記番毎に記入すること。
3. 各作業毎の作業方法は、作業区分の欄に記入すること。
4. 使用材料がある場合は、使用材料規格内訳書を添付すること。

特約事項（造林事業）

農林水産省では、専門家による検討等を重ね、今般、野生いのししにおけるアフリカ豚熱（以下「ASF」という）の感染確認時の具体的対応が取りまとめられ、都道府県へ通知されたところ。

ASFは、ASFウイルスが豚やいのししに感染することによる発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率の高い伝染病であり、ダニによる媒介、感染畜等との直接的な接触により感染が拡大し、有効なワクチンや治療法はなく、発生した場合の畜産業界への影響が甚大であることから、我が国の家畜伝染病予防法において「家畜伝染病」に指定され、患畜・疑似患畜の速やかな届出とと殺が義務付けられている。

このことから、請負者は下記の内容について遵守すること。

記

1. 平時における対応について

山林での作業用の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、平時における感染防止対策に協力するとともに、野生いのししの死体発見時には管轄の自治体に速やかに通報し、当該森林管理署へ連絡すること。

2. 感染の疑いが生じた場合の対応

ASF対策として、野生いのししの感染が確認された場合の都道府県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等に協力すること。

また、都道府県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、事業を一時中止する可能性があること。

なお、一時中止となった場合は、国有林野事業造林事業請負契約約款第 20 条により対応する。

別 紙

特 約 条 件

狩猟及び有害鳥獣捕獲の実施に対する安全対策について

1. 有害鳥獣捕獲等の情報収集を行い、関係市町村等に対して作業箇所、作業期間等を連絡し、入林禁止への協力を求めること。
2. 作業開始前に作業地につながっている林道の入り口など（作業道、歩道の入り口等）に「作業中発砲禁止」「〇km 先に作業中につき入林禁止」等（横断幕、表示板）の表示をおこなうこと。
3. 作業地周辺等については、作業地の入口、作業地に通ずる歩道等の要所に「発砲 禁止」等の表示をおこなうこと。
4. 狩猟及び有害鳥獣の捕獲期間は、呼び笛又はラジオ等により存在を明らかにし服装等を目立つものとするよう指導すること。
5. 作業地周辺で発砲があり、危険な状態が発生した場合は直ちに作業を中断し呼び笛等で存在を知らせた後、監督員又は本署へ連絡し指示を受けること。
6. 狩猟者及び捕獲従事者が入林禁止区域に入ってきた場合は、この区域から直ちに撤退するよう申し入れること。
この申し入れに応じない場合又は異常な行動をとった場合は、監督職員又は本署へ連絡し指示を受けること。

特 約 条 件

1. 下刈作業において、乙が切損した苗木の切損率が、条件3に定める許容切損率を超える場合は、その超える率に対応した本数について、甲は損害賠償を請求することができる。

賠償額は、別に定める賠償基準により計算した額とする。

2. 前項の賠償請求は、最終検査終了後3ヶ月以内に行うものとする。

3. 苗木の許容切損率はつぎのとおりとし、2回刈の場合は2回目終了後の累計切損率とする。

林 齢	1 年	2 年	3 年	4 年以上
切 損 率	3 %	3 %	2 %	1 %

(注) 林齢1年は、年度末植及び春植とするが前年の秋植も含むものとする。

以下、これを基準とした林齢による。

下刈作業仕様書

1. 作業方法等

(1) 人力又は人力機械併用による下刈

ア. 全刈

全刈は、区域全面を刈払うこと。

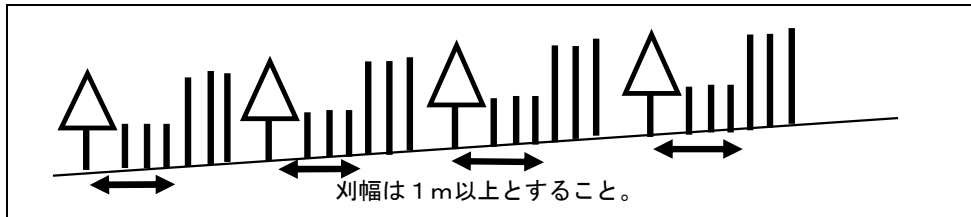
イ. 筋刈

筋刈方法は、下図 とする。

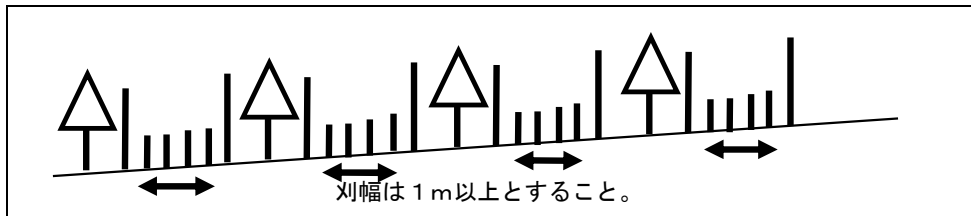
筋刈は現地の状況に応じて等高線刈、又は縦列刈とし、刈幅は1m以上とすること。

現地の状況に応じて、筋刈方法は下図 に変更できるものとする。

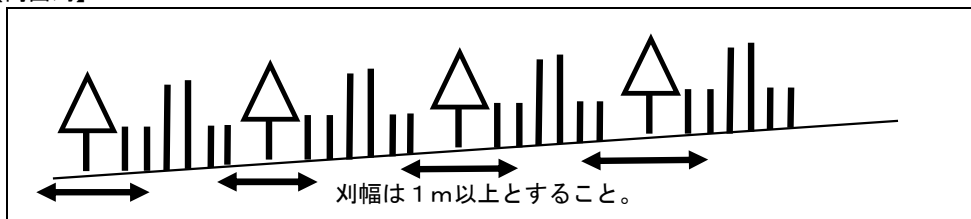
①【一方刈】



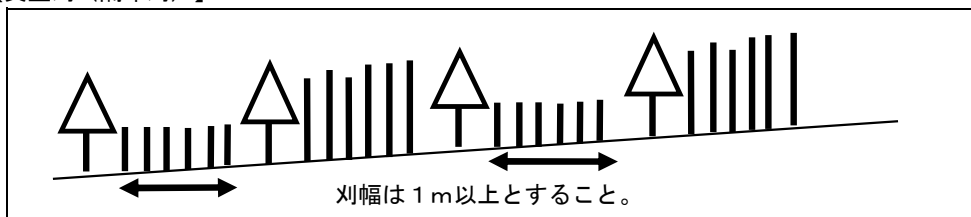
②【一方刈（改良型）】



③【両面刈】



④【交互刈（隔年刈）】



ウ. 坪刈

坪刈は、造林木を中心として、半径〇〇cm以上を刈払うこと。

(2) 除草剤による下刈

除草剤による作業要領は、除草剤使用仕様書のとおりとする。

2. 作業上の留意事項

- (1) 刈払に当たっては、植栽木を損傷しないように注意すること。
- (2) 刈高は、植栽木の樹高の1/3以下の高さとするが、植付後1・2年の箇所は出来るだけ低く刈払うこと。
- (3) 刈払った雑草木等を植栽木に刈掛け、又は、覆いかぶせないよう注意すること。
- (4) 造林木に巻きついているつる類は、確実に根元を切断すること。
- (5) 刈払後は必ず見回り、刈払いもれがないようにすること。

3. その他

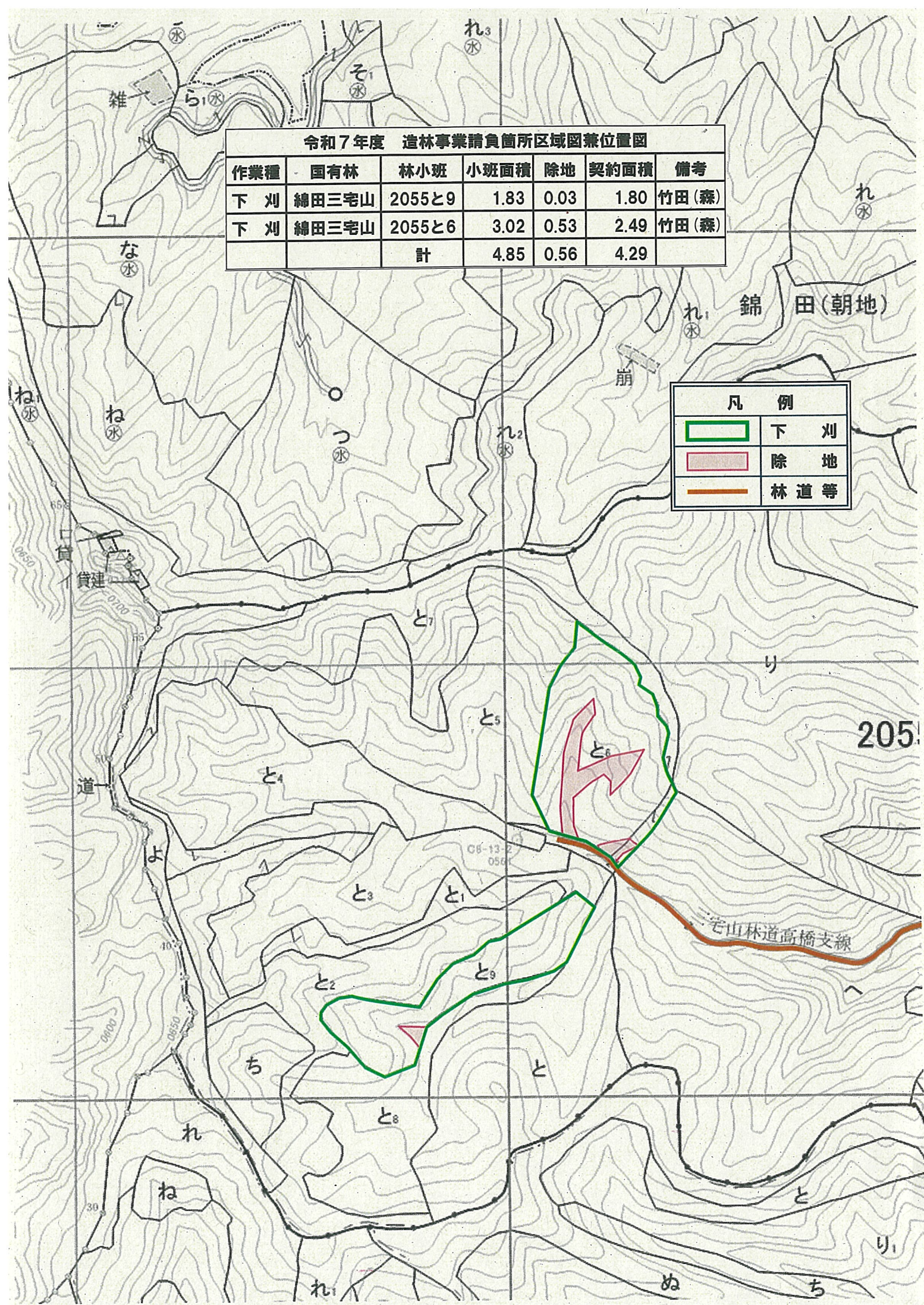
その他必要な事項については、監督職員の指示に従うこと。

凡 例	
	下 刈
	除 地
	林 道 等

令和7年度 造林事業請負箇所区域図兼位置図						
作業種	国有林	林小班	小班面積	除地	契約面積	備考
下 刈	綿田三宅山	2054い	1.26	0.10	1.16	竹田(森)
下 刈	綿田三宅山	2054は	0.31	0.00	0.31	竹田(森)
下 刈	綿田三宅山	2054ほ①	0.72	0.00	0.72	竹田(森)
下 刈	綿田三宅山	2054ほ②	1.16	0.00	1.16	竹田(森)
下 刈	綿田三宅山	2054ほ③	0.73	0.00	0.73	竹田(森)
下 刈	綿田三宅山	2055わ1	5.91	0.93	4.98	竹田(森)
下 刈	綿田三宅山	2054い1	2.56	0.33	2.23	竹田(森)
下 刈	綿田三宅山	2055ろ1	3.89	0.69	3.20	竹田(森)
		計	16.54	2.05	14.49	

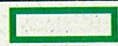
令和7年度 造林事業請負箇所区域図兼位置図						
作業種	国有林	林小班	小班面積	除地	契約面積	備考
下刈	綿田三宅山	2055と9	1.83	0.03	1.80	竹田(森)
下刈	綿田三宅山	2055と6	3.02	0.53	2.49	竹田(森)
		計	4.85	0.56	4.29	

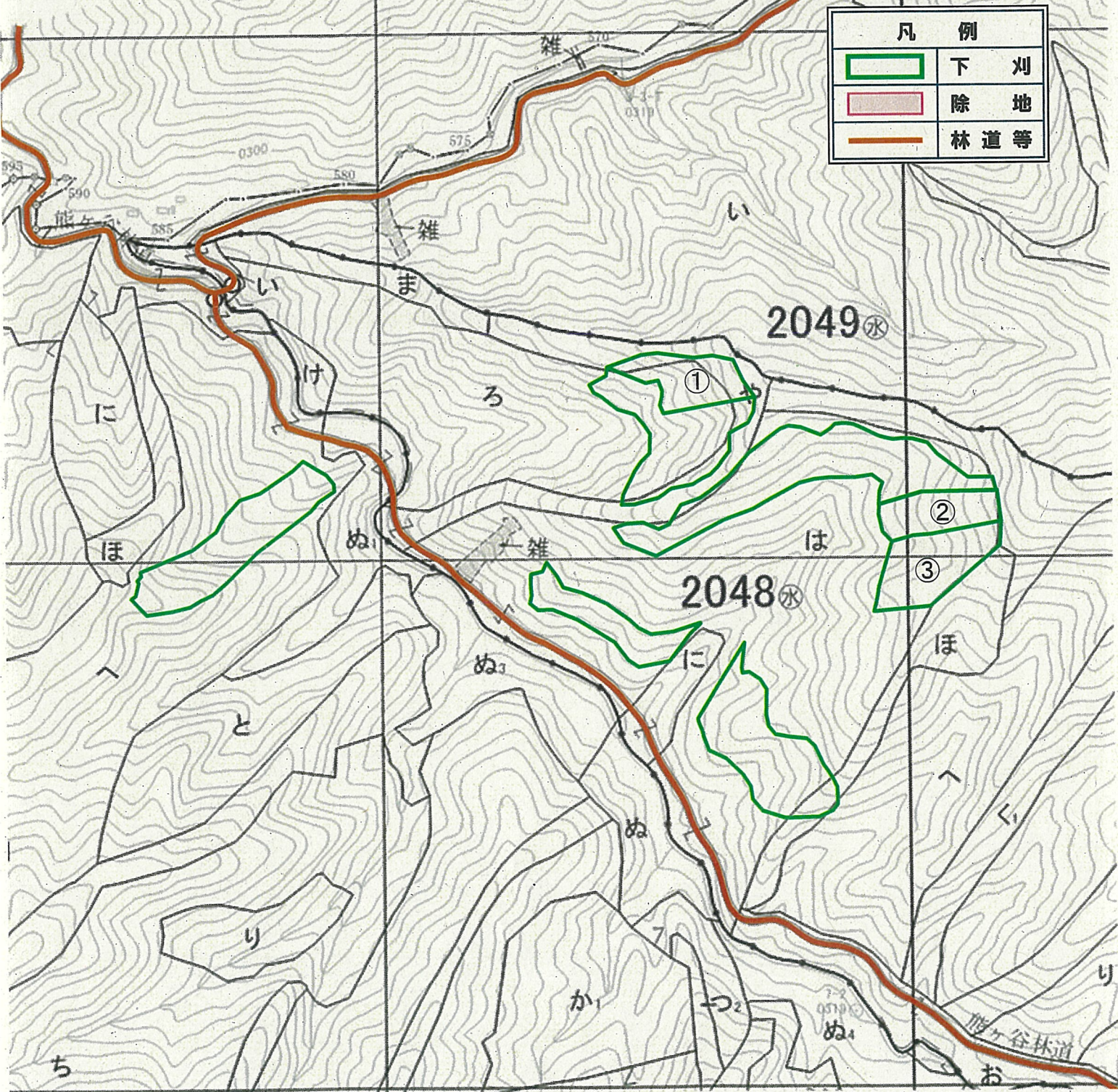
凡 例	
	下 刈
	除 地
	林 道 等



令和7年度 造林事業請負箇所区域図兼位置図

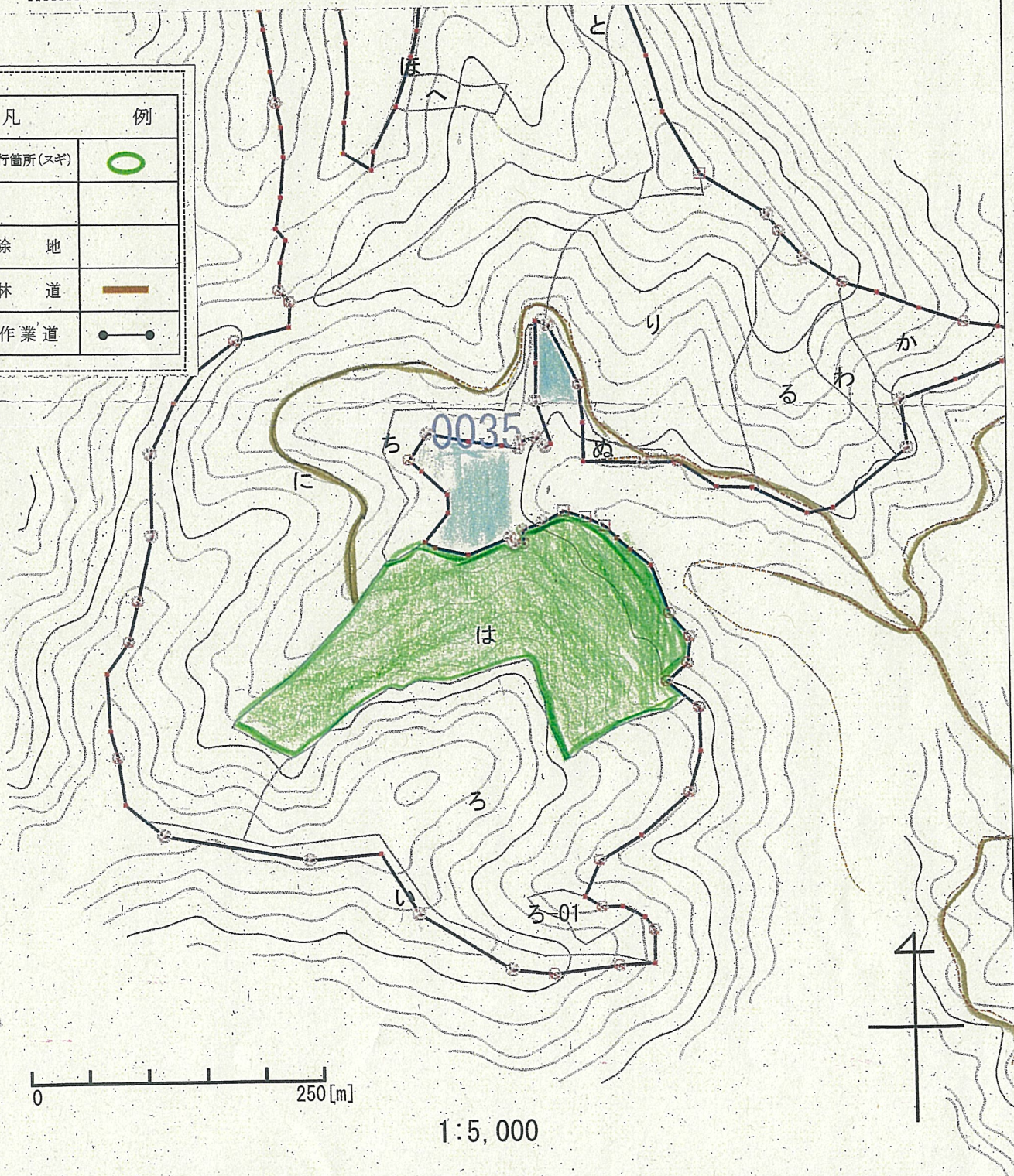
作業種	国有林	林小班	小班面積	除地	契約面積	備考
下刈	鷹巣山	2047へ	0.80	0.00	0.80	竹田(森)
下刈	熊ヶ谷	2048ろ①	0.38	0.00	0.38	竹田(森)
下刈	熊ヶ谷	2048ろ①以外	0.89	0.00	0.89	竹田(森)
下刈	熊ヶ谷	2048は②③以外	1.56	0.00	1.56	竹田(森)
下刈	熊ヶ谷	2048は道上	1.42	0.00	1.42	竹田(森)
		計	5.05	0.00	5.05	

凡 例	
	下 刈
	除 地
	林 道 等

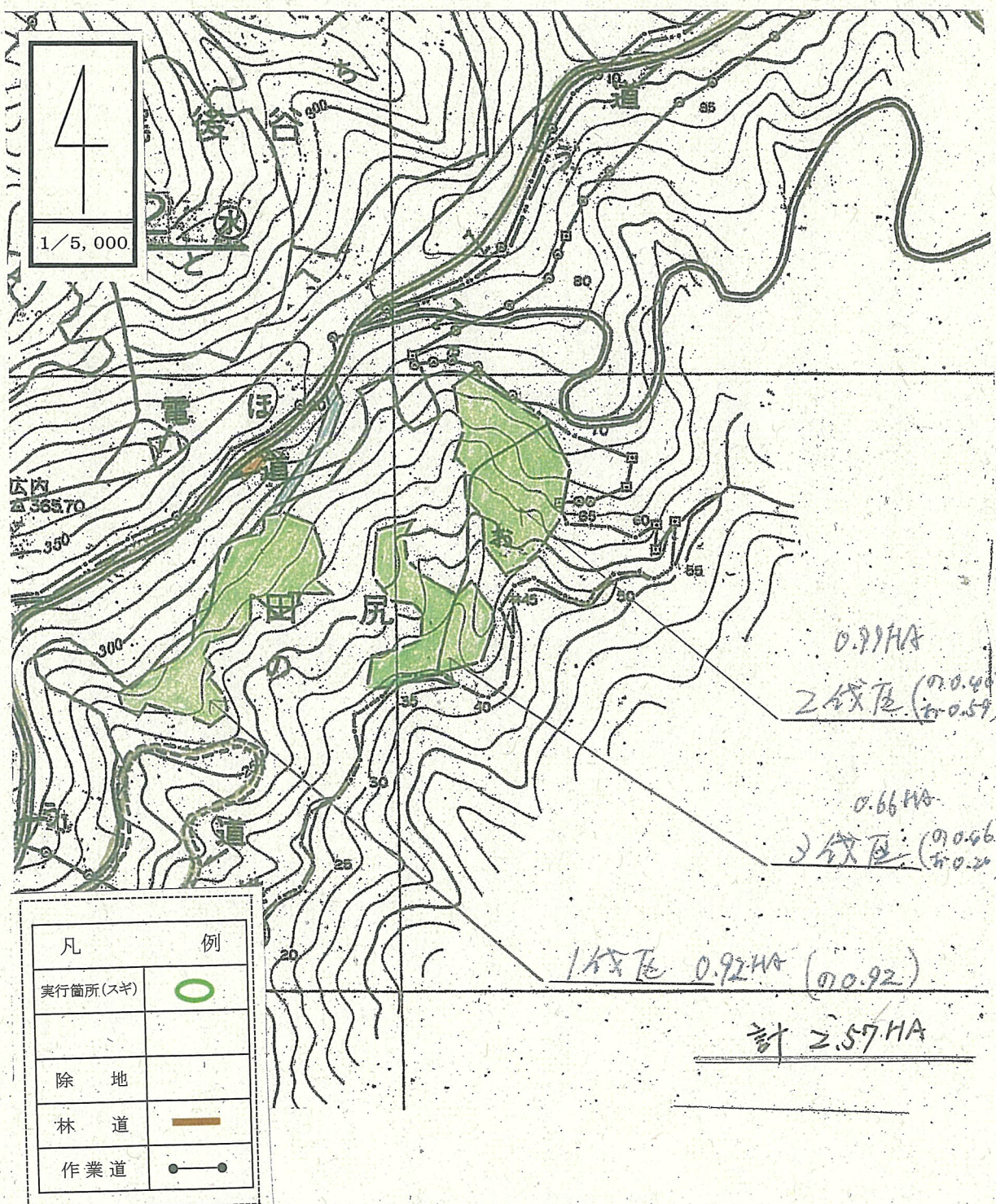


令和 7 年度 造林事業請負箇所 区域図 兼 位置図							作成者 官 職 氏 名	
							農林水産技官	上村 徳光
作業種	国 有 林	林 小 班	植 栽 年 度	面 積	控 除 面 積		契約面積	備 考
					標準地	その他		
下刈	黒井	35 は	R5	4.30			4.30	スギコンテナ苗
								植栽本数 7740本
	計			4.30			4.30	

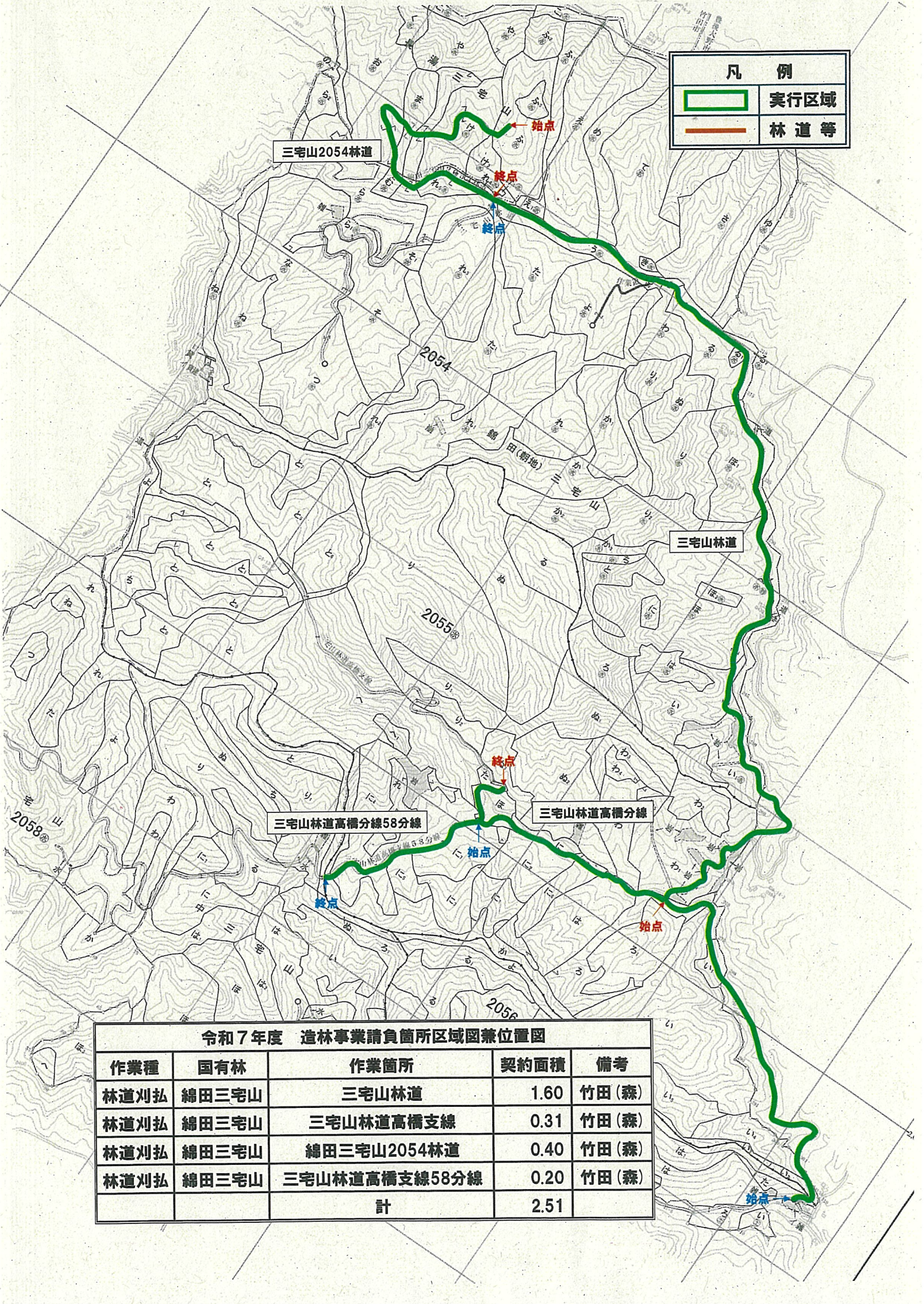
凡	例
実行箇所(スギ)	
除 地	
林 道	
作業道	



令和 7 年度 造林事業請負箇所 区域図 兼 位置図						作 成 者 官 職 氏 名		
						農林水産技官		上 村 徳 光
作業種	国 有 林	林 小 班	植 栽 年 度	面 積	控 除 面 積		契約面積	備 考
					標準地	その他		
下刈	長尾後谷	42 の	R3	0.92			0.92	1伐区 2回目
下刈	長尾後谷	42 のお	R3	0.99			0.99	2伐区 2回目
下刈	長尾後谷	42 のお	R3	0.66			0.66	3伐区 2回目
	計			2.57			2.57	



凡 例	
	実行区域
	林道等



令和7年度 造林事業請負箇所区域図兼位置図				
作業種	国有林	作業箇所	契約面積	備考
林道刈払	綿田三宅山	三宅山林道	1.60	竹田(森)
林道刈払	綿田三宅山	三宅山林道高橋支線	0.31	竹田(森)
林道刈払	綿田三宅山	綿田三宅山2054林道	0.40	竹田(森)
林道刈払	綿田三宅山	三宅山林道高橋支線58分線	0.20	竹田(森)
		計	2.51	